

1 計画策定の背景・趣旨

近年、急速な少子化の進行や、核家族化などを背景に、都市部を中心に待機児童問題の深刻化、子育てに対する孤立感や不安・負担感の増加など、子育てを取り巻く環境はより複雑で多様化しています。

国においては、子どもが欲しいという希望がかない、子育てのしやすい社会を目指すため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。これに基づき、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、①質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指していくこととされ、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることが求められています。

さらに、次の世代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7(2025)年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い対策が推進されることとなります。

一方、令和元(2019)年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、これまで都道府県に努力義務として課していた子どもの貧困対策に関する計画策定を市町村にも広げるとともに、令和元(2019)年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童虐待防止対策を一層強化するため、親権を持つ者等による体罰の禁止、児童相談所の体制強化及び設置促進、関係機関間の連携強化等の措置が講じられるなど、子どもの貧困や相次ぐ虐待への対策もより強化されています。

那須塩原市（以下「本市」という。）においては、平成22(2010)年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」、平成27(2015)年3月に「那須塩原市子ども・子育て未来プラン（中間見直し平成30(2018)年3月）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、これらの計画に沿って、子育て支援を行ってきましたが、依然として少子化は進行しており、核家族化や地域のつながりの希薄化等から、子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を抱いているのが現状です。

これらを踏まえ、本市では、全ての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に responding していくために「第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

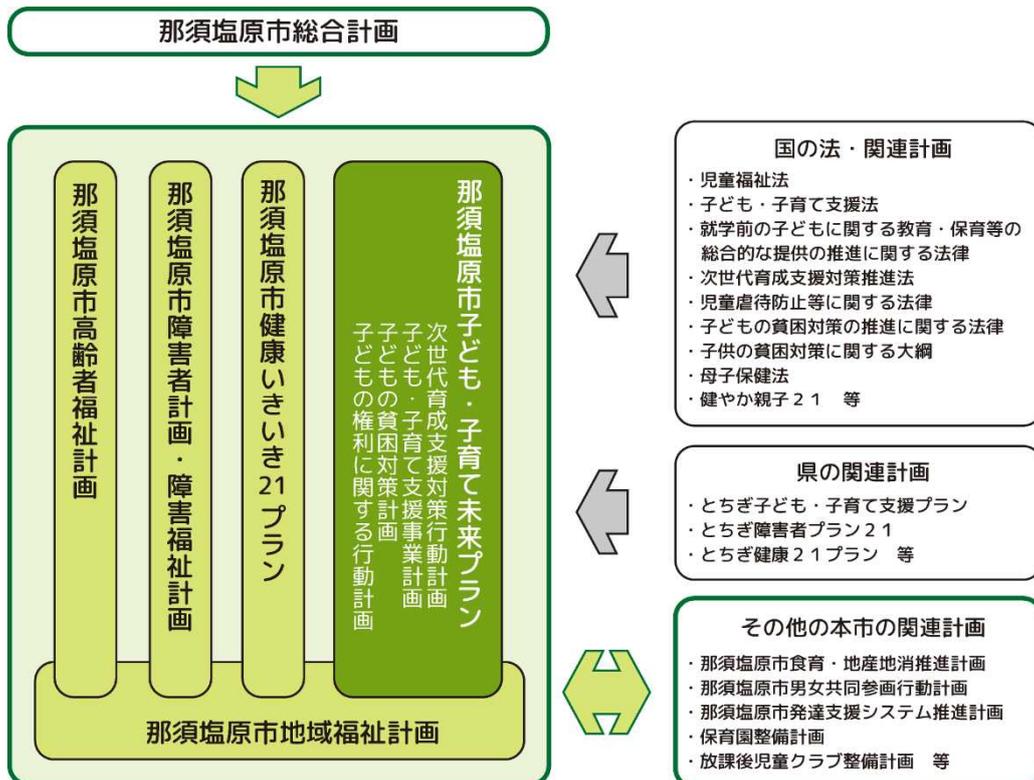
2 計画の位置付け

本計画は、幼児期の教育・保育、福祉、地域子ども・子育て支援を地域のニーズに基づき、総合的に推進するための計画です。

本市では、子どもを安心して産み育てていけるよう、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」（以下「次世代育成支援対策行動計画」）と子ども・子育て支援法による「市町村子ども・子育て支援事業計画」に、子どもの貧困対策の推進に関する法律による「子どもの貧困対策についての計画」（以下「子どもの貧困対策計画」）、及び、本市子どもの権利条例に係る「子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画」（以下「子どもの権利に関する行動計画」）を含め、子育てに関する総合的な計画として策定します。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「那須塩原市総合計画」に基づく部門別計画として、保健・医療、教育、福祉等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

- 子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容と、その実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めています。
- 次世代育成支援法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に行うための施策事業を体系的に定めています。
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定される「子どもの貧困対策についての計画」として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための内容を定めています。
- 那須塩原市子どもの権利条例第26条に既定される「子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画」として定めています。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年とします。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本市の子育てに関する生活実態やニーズを把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、就学前児童及び小学生のいる世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。

(2) 子育て世帯生活実態調査の実施

本市の子育て家庭における生活環境や経済状況等について、今後の支援策を検討するため、0歳児の保護者と小学5年生及び中学2年生の保護者と児童・生徒を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 那須塩原市子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援者に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「那須塩原市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴収するため、さらには計画策定における透明性を確保するため、パブリックコメントを実施しました。

5 第1期計画の進捗状況

(1) 施策の評価方法

評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況等について自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、おおむね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

(2) 第1期子ども・子育て未来プランの評価の総括

平成30(2018)年度における第1期計画の実施状況について、全91事業のうち、A評価が61事業(67%)、B評価が20事業(22%)、C評価が7事業(8%)、D評価が3事業(3%)となりました。

A・B評価の事業は、全体の89%を占め、全体としての進捗状況は良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本方針	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
1 子育てを地域で支える意識づくり	26	18	4	2	2	0
2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援	10	7	3	0	0	0
3 母子保健事業の充実	15	15	0	0	0	0
4 仕事と家庭生活の両立の支援	7	0	5	1	1	0
5 教育環境の整備	11	9	1	1	0	0
6 子育てにやさしい生活環境の整備	8	3	3	2	0	0
7 子どもの貧困対策の推進	14	9	4	1	0	0
合計	91	61	20	7	3	0

(3) 子どもの権利に関する行動計画の評価の総括

平成 30(2018)年度における「子どもの権利に関する行動計画」の実施状況について、全 24 事業のうち、A評価が 15 事業 (63%)、B評価が 7 事業 (29%)、C評価が 1 事業 (4%)、D評価が 1 事業 (4%) となりました。A・B評価の事業は、全体の 92%を占め、全体としての進捗状況はおおむね良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本方針	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
(1) 子どもの権利に関する啓発活動	3	0	2	0	1	0
(2) 子どもの居場所づくり	4	2	2	0	0	0
(3) 子どもの貧困対策	5	3	2	0	0	0
(4) 子どもの虐待防止と救済	3	3	0	0	0	0
(5) いじめ・体罰の防止と救済	5	4	1	0	0	0
(6) 子どもの面会交流	2	2	0	0	0	0
(7) 子どもの権利侵害からの救済	2	1	0	1	0	0
合計	24	15	7	1	1	0